

サテライトオフィス設置等補助事業 — 民間コース（企業・団体等対象） —

ご案内



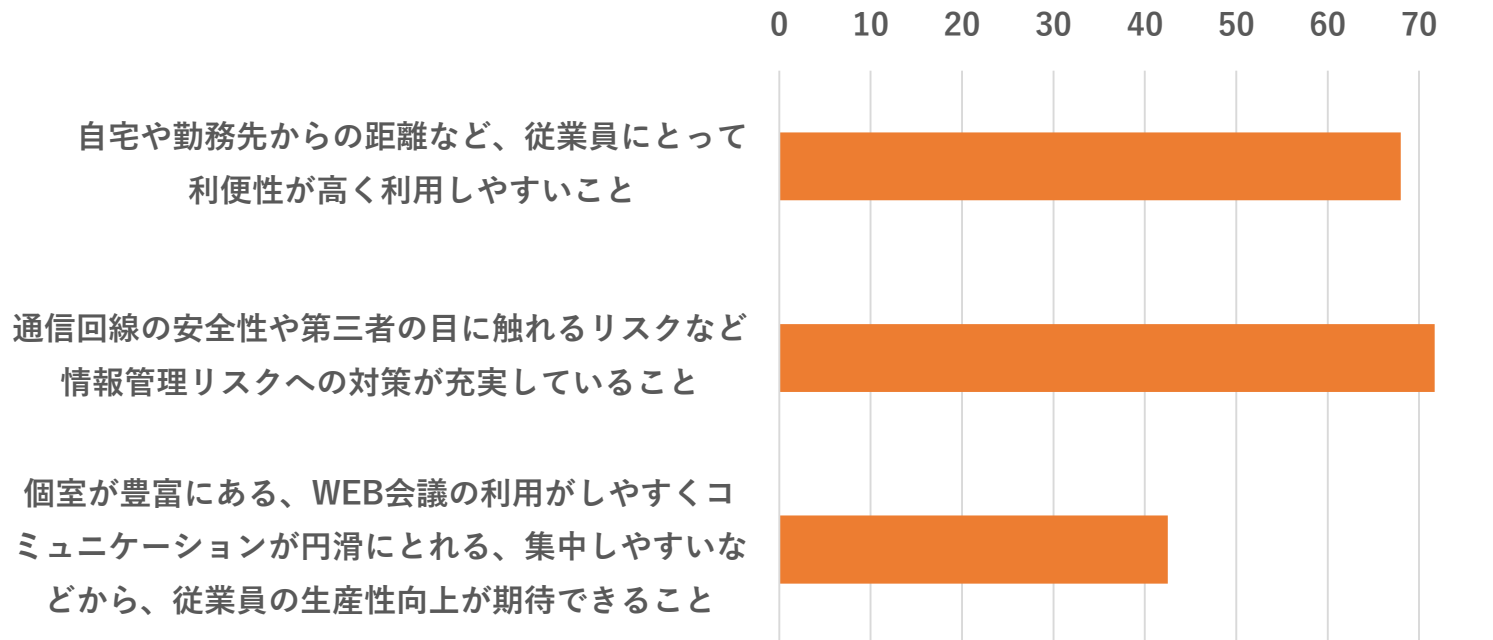
企業支援部 雇用環境整備課
シェアオフィス運営係

1. サテライトオフィスとは
2. 補助事業について
3. 募集スケジュール
4. 採択後スケジュール（概要）
5. お問い合わせについて

1. サテライトオフィスとは

本拠地のオフィスから離れたところにある就業場所として利用できる施設。
専用型と共用型がある。シェアオフィス、コワーキングスペースと呼ぶ場合もある。

サテライトオフィスで重視すること（上位3項目） (n=1,449)



令和3年度（東京都実施）
採択施設「Oasis コワーキングスペース町田」 3

2. 補助事業について

事業実施の目的

テレワークの導入及び定着の促進
⇒職住近接による働き方を推進する

- ・ 通勤時間の削減
- ・ 家庭と仕事の両立



令和3年度東京都実施
採択施設「GARAGE MACHIDA」

事業の概要（民間コース）

都内市町村部で、**共用型**のサテライトオフィスを新たに設置し運営する民間事業者に対し、施設の**整備・改修費、運営経費**を補助する

2. 補助事業について

主な補助要件

サテライトオフィス設置コース

- ① 都内の市町村部で新たにサテライトオフィスを設置すること
 - ② 複数の企業の労働者が利用できる共用型のサテライトオフィスであること
 - ③ サテライトオフィスの面積は50㎡以上、席数は5席を下回らないこと
- ※その他要件あり

ミニワーケーションコース

- ① 西多摩地域及び隣接地域並びに島しょ地域で、新たにワーケーションに資するサテライトオフィスを設置すること
 - ② 既存の観光等施設内の空きスペースを活用し席数は2席以上であること
- ※その他要件あり

2. 補助事業について

補助率・補助限度額

民間コース				
区分	設置地域	補助率		上限(千円)
サテライトオフィス設置コース	都内市町村部	整備費	1/2	15,000
		運営費		6,000
	保育所の設置又は、年間を通じ利用者のスキルアップ等を図る事業を実施	都内市町村部	整備費	2/3
		運営費	2/3	8,000
サテライトオフィス整備推進地域に設置	募集要項参照	整備費	2/3	20,000
		運営費	1/2	6,000
ミニワーケーションコース	西多摩地域及び隣接地域 並びに島しょ地域	整備費	2/3	1,330

補助対象期間

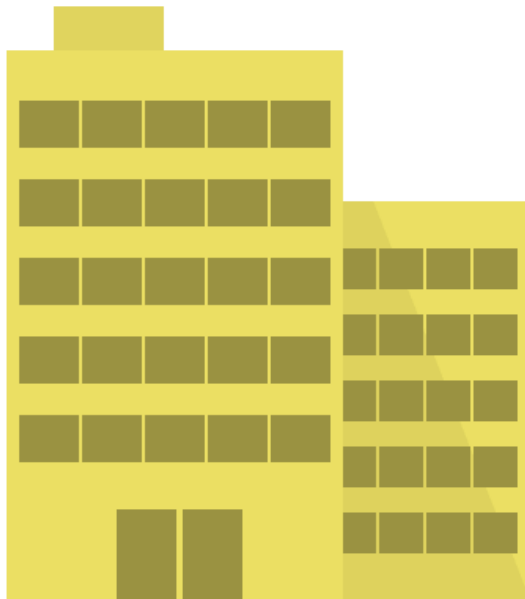
整備・改修費：交付決定日から6か月を経過する日まで

運営費：サテライトオフィスの工事完了日の翌日から2年間

2. 補助事業について

<募集要件の補足①申請対象事業者>

中小企業をはじめ、東京都外の企業や大企業も申請できます。
各コースの対象地域にサテライトオフィスを設置する事業を計画してください。



- 会社・一般社団法人・公益社団法人・財団法人・大学・地方銀行・信用金庫・信用組合・特定非営利活動法人・地域の経済団体等
 - 補助対象事業を遂行する実施体制や実行能力
 - 直接サテライトオフィスを運営する事業者
 - 「テレワーク推進リーダー」設置済みの「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度登録企業
- ※実施できない相当の理由がある場合を除く

その他条件は募集要項を参照

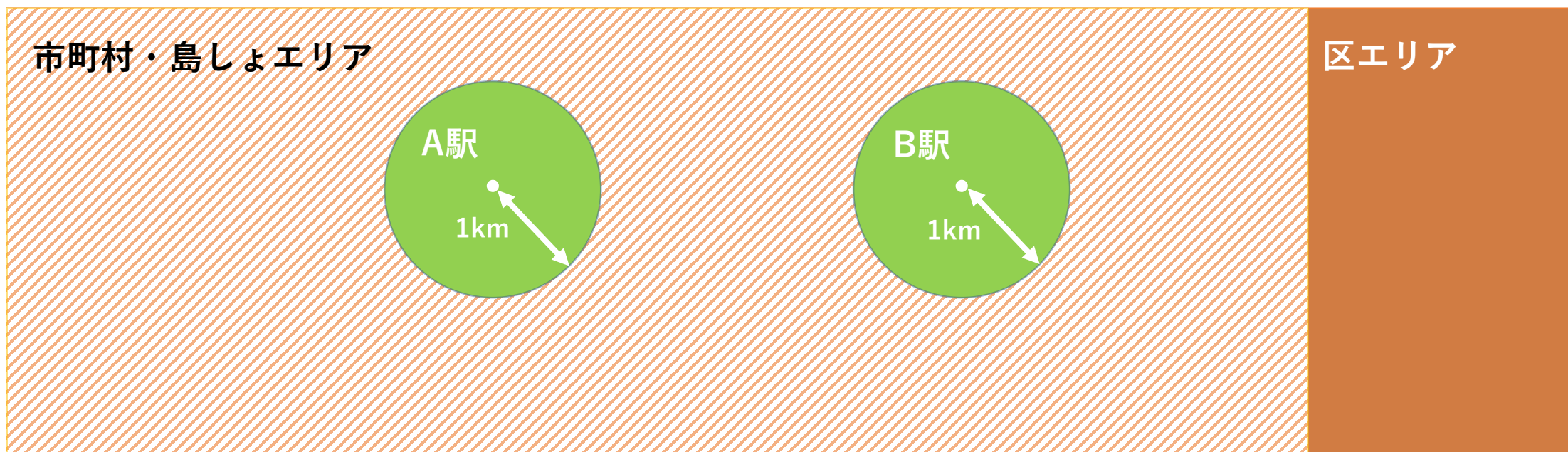
2. 補助事業について

<募集要件の補足②サテライトオフィス整備推進地域>

※サテライトオフィス設置コースのみ

募集要項に記載している駅から1 km圏外の都内市町村エリアは、島しょエリアも含めすべてサテライトオフィス整備推進地域となります。

例) A駅・B駅から1 kmを超えた地域をサテライトオフィス整備推進地域とする場合



サテライトオフィス整備推進地域

整備推進対象外地域

民間コース申請対象外地域

2. 補助事業について

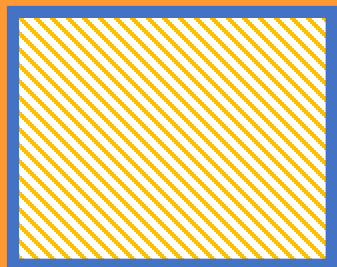
<注意点①事業の要件>

※サテライトオフィス設置コースのみ

サテライトオフィス設置コースは、他の用途と混在しない独立した施設の計画としてください。本事業の要件に沿う計画か確認をしたい場合は、財団まで事前にご相談ください。

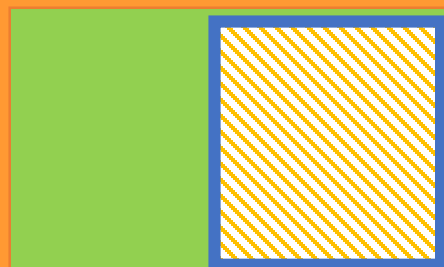
モデル例

- ・利用満足度を上げる付加価値のあるサテライトオフィス



要相談

- ・同じ施設(テナント)内で、壁などで用途が区切られている



申請対象外

- ・既存の施設サービスと一体化したコーナー



 サテライトオフィスエリア

 他の用途エリア

本事業の目的に沿ったサテライトオフィスの事業計画を立ててください。

専用の出入口・店舗名称などがあり、事業を区別できる場合は、申請対象です。

既存の施設の補助サービスとしての設置はサテライトオフィス設置コースでは申請対象外です。

2. 補助事業について

<注意点②補助対象経費>

交付決定日以降に契約、履行または取得し、補助期間内に支払いが完了した経費が補助対象です。審査会予定月よりも後に整備・改修を行う計画を立てた上で、ご申請ください。

実施事項	申請する前に改修の了承や建物の改修承諾をもらう	交付決定よりも前に契約を行う	交付決定より前に整備・改修を行う
可否	○	×※	×
理由	建物を賃借して工事を行う場合は、工事について貸主の承諾を得ていることが申請の要件です。	<p>補助金の交付決定日より前に自費等により発生した経費は、補助対象経費として認められません。</p> <p>※例外として、補助対象経費として認められる場合があります(次スライド参照)。</p>	<p>交付決定よりも前に整備・改修を行う予定の事業は「新たに」設置するものではないため、申請対象外です。</p> <p>交付決定日から6か月を経過する日までに整備・改修を完了させる必要があります。</p>

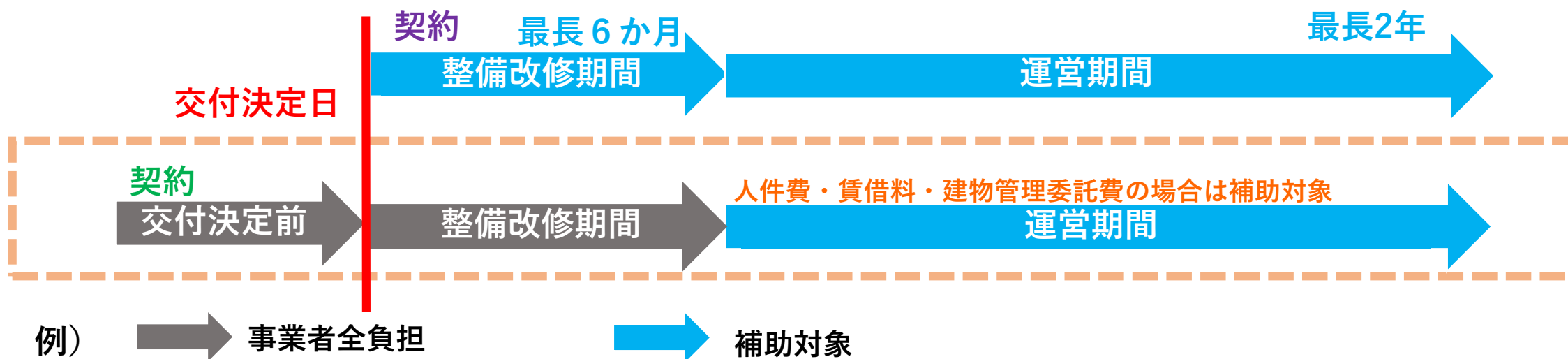
2. 補助事業について

<注意点③補助対象経費の例外>

※サテライトオフィス設置コースのみ

運営費における人件費・賃借料・建物管理委託費は、交付決定前に契約した場合でも、運営期間内に要した経費は対象とします。

(その他要件あり。募集要項9頁参照)



	整備・改修期間中の賃借料	運営期間中の賃借料
交付決定日以降に賃貸契約した場合	○	○
交付決定日より前に賃貸契約した場合	×	○

2. 補助事業について

<注意点④完了検査済証について>

建築確認の完了検査済証は必須となるため、建物管理者・物件オーナー等に確認してください。
申請受付後、必要書類一式※を現地調査の1か月前までに提出いただきます。

※現地調査までに必要な書類は募集要項に記載しています。必要書類が揃っているか申請前にご確認ください。

- ・既存施設及び工事計画については、建築基準法、消防法等、関係法令に適合していることを申請者が確認していることが、申請の要件です。
- ・現地調査では、建築士調査員などの質問に対応できる、専門知識を有する申請者側の建築士等の同席が必須です。
- ・当財団による現地調査で問題が見つかった場合、整備・改修後の財団による完了検査までに解消することが、補助金交付の要件となります。

※完了検査済証がない建物に関して

完了検査済証を紛失した場合	完了検査未実施の場合
建築基準法第12条第8項に基づき、「建築確認等台帳記載事項証明書」を建築計画概要書と併せて提出してください。	申請者が専門家（建築士等）に相談、依頼するなどして、既存の施設が建築基準法、消防法等関係法令に適合していることが確認できる資料をご用意ください。

3. 募集スケジュール

申請受付

事前にメールで提出日の予約（申請書・事業計画書を添付）の上、予約日に申請書一式を提出してください。

事前相談
推奨

書類審査

提出書類の審査をします。追加の資料の提出や説明を求められることがあります。

現地調査

関係法令を遵守した施設、工事計画となっているかを確認する建物調査を実施します。

面接審査

書類審査・現地調査の実施後、申請者に対し、面接審査を実施します。

総合審査

書類審査・現地調査・面接審査の結果に基づき、補助対象事業を決定します。

交付決定

申請受付締切後の約2か月後を予定しています。

4.採択後スケジュール(概要)

交付決定

交付決定通知書を送付後、事務手続きの説明をします。

整備改修

交付決定日から6か月以内に整備・改修を完了させてください。

実績報告

完了検査

建物・購入備品類等の検査を実施後、整備・改修費の補助金を交付します。

整備・改修費補助金交付

運営

「TOKYOテレワークアプリ」に登録し運営を開始ください。

実績報告

サテライトオフィス設置コースのみ

年度ごと・運営補助期間終了時に報告書を確認後、実施分の運営費補助金を交付します。

運営費補助金交付

※年度の開始時に、継続申請が必要になります。その他手続きについては、交付決定後に説明します。

実施結果状況報告

補助期間終了年度の翌年度から5年間、実施結果の報告をしてください。

5.お問い合わせについて

事業に関するホームページ

- ・ 事業概要の説明

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/satellite.html>

- ・ 募集要項・提出書類一式の詳細

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo//boshu/satellite.html>

お問い合わせ先

事業に関するご不明点やご相談受付

(公財) 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 シェアオフィス運営係

電話：03-5211-2762(直通)

メール：sate_office@shigotozaidan.or.jp

書類提出先

東京都千代田区飯田橋 3 - 8 - 5 住友不動産飯田橋駅前ビル10階

※事前にメールで書類提出希望日をご連絡ください。その際に参考として、申請書（様式第1号①）と事業計画書（様式第1号②）のデータをお送りください(PDF形式・パスワード付き)。